償還免除要件一覧　および　その手続きについて

免除要件	免除要件	必要添付書類	
要件①	【送金完了後に】 生活保護受給決定されており 償還開始時点でも継続受給中の場合	**免除対象年度ごとの申請が必要です。** ※別紙参照	すみやかにご連絡ください
要件②	精神保健福祉手帳（1級のみ）または 身体障害者手帳（1級または2級）の 交付を受けた方	**免除対象年度ごとの申請が必要です。** ※別紙参照	
要件③	借受人が死亡した場合	償還を希望しない場合は、 死亡届ほか必要書面の提出を以て **全額免除**となります。 **（コロナ特例貸付のみ）**	
要件④	借受人が失踪宣告されている	**免除対象年度ごとの申請が必要です。**	
要件⑤	本貸付における 自己破産の手続きが完了 ★**過去に**自己破産決定した場合は対象外 ★**債務整理中に貸付**を受けた方は一括償還	免責決定通知が 既に本会に提出されている場合は、 手続き不要となります。	
要件⑥	個人再生の手続きを行い、 返済が完了し、免責決定の場合 ★**過去に**自己破産決定した場合は対象外 ★**債務整理中に貸付**を受けた方は一括償還		

※既に償還済の金額は免除対象外となります。
※別紙＝「様式1-2申請対象者について」

20251101Ver

申請に関する問合せ

【申請・問い合わせ先】

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
福祉資金部（コロナ特例貸付担当）

【住　　所】〒260-0015　千葉県千葉市中央区富士見２丁目５番１５号
塚本千葉第三ビルディング８階

【電話番号】**050 – 2018 - 7007**【受付時間】平日　**9：30～16：00**

【お願い】・ 書類の直接受付はしておりません。ご持参によるお手続きはご遠慮ください。
・ 曜日や時間帯により電話がつながりにくい場合があります。ご了承ください。
・ 一度ご提出いただいた書類については返却いたしかねます。ご了承ください。

【おねがい】

・曜日や時間帯によって電話が繋がりにくい状況が発生いたします。
・時間をおいて再度ご連絡ください。

・ようびやじかんによって、でんわがすぐにつながらないことがあります。
しばらくたってからかけなおしてください。

【Application and contact details】

Chiba Council of Social Welfare
Welfare Funding Division（COVID-19 Special Loan Section）

【Address】8F Tsukamoto Chiba NO.3 Bldg.,2-5-15 Fujimi,Chuo-ku,Chiba 260-0015

【Contact Number】☎ **050 – 2018 – 7007**

【Reception Time】　**9：30～16：00（on weekdays）**

【Notes】・ This venue does not receive documents.
Please do not carry out procedures by bringing documents here.
・ Please be aware that it may be difficult to reach us by phone during certain days or times.
・ Note that submitted documents cannot be returned.

様式１－２申請対象者について

【1】免除申請時に生活保護受給中または受給が決定している方

※コロナ特例貸付借入後に生活保護受給が決定した場合は免除対象となりますが、生活保護受給中にもかかわらずコロナ特例貸付を受けた場合は、いかなる理由であろうと不正受給となり、一括償還対象となります。

【2】 免除申請時に以下の手帳交付を受けている方

※精神障害者保健福祉手帳を交付された方は、2年毎に更新がありますので、免除申請時点で手帳交付を受けている方が対象となります。

- **精神障害者保健福祉手帳（１級のみ　）**

または

- **身体障害者手帳　（１級　または　２級　）**

【注意点】

1. 生活保護による免除については、コロナ特例貸付送金完了後に生活保護受給決定し、**免除申請時点において受給中または受給決定となった場合**にのみ適用されます。

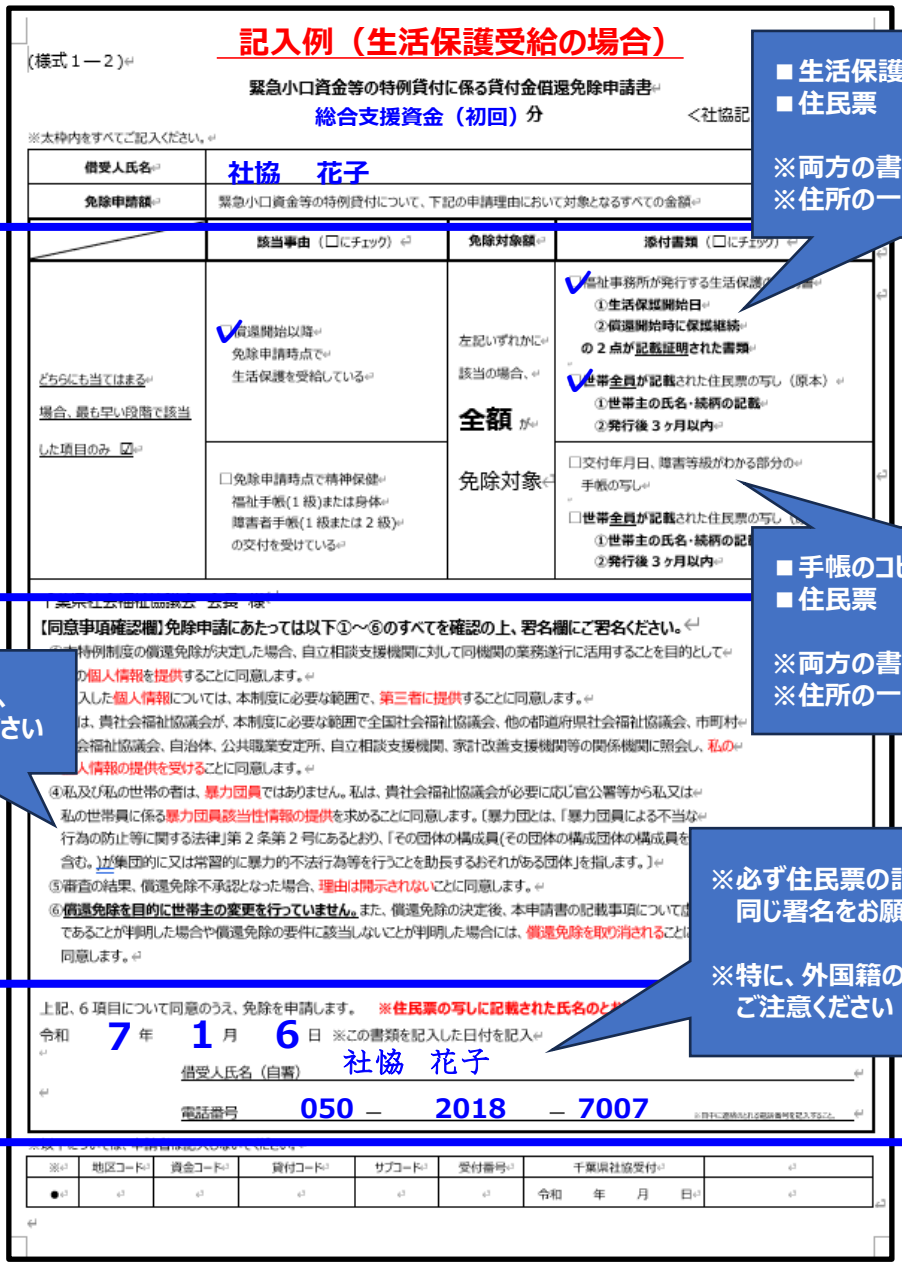
2. 精神障害者保健福祉手帳は**１級**を所持している方に限ります。

【対象の方　全員共通】 提出いただくもの-1

●免除申請書(様式１－２)は、貸付毎に提出が必要となります

【1】記載日
【2】自署（※注意※ 住民票の写しに記載の通りに記入）
例：髙（はしごだか）・斎・邊などの旧字体の場合はご注意ください。
【3】日中連絡先を記載いただく必要があります
【4】免除該当事由：該当箇所にチェックしてください
【5】添付書類：該当箇所にチェックしてください

貸付毎に申請が必要となりますので、提出漏れがないようにお願いいたします。
※例※　緊急小口・総合支援資金（初回）など貸付が２つある場合は、
申請書と必要書類はそれぞれ2部必要です。



【対象の方　全員共通】 提出いただくもの-2

●世帯全員が記載された住民票の写し(原本)※複写コピーは不可

【ご注意】

①**世帯全員が記載されている**　　②**記載省略がない（マイナンバー以外）**

③書類到着日を起点に**発行後３ヶ月以内**のもの　　④住民票の写し（原本）

上記の条件を全て満たした住民票の写しを必要枚数分ご用意下さい。

貸付毎に申請が必要となりますので、提出漏れのないようにお願いいたします。

※貸付が複数ある場合は、申請書も住民票の写しも貸付ごとに必要となります。

【注意】
- **「この写しは、世帯全員の住民票と相違ないことを証明します。」と記載されているもの**
- **世帯主（続柄）の記載されているもの**
- **事務センター到着日を起点に、３ヶ月以内に発行されたもの**
- **転居の場合は、住所履歴がわかるもの**

※住民票の写し発行等で、ご不明な点あれば、お住まいの自治体窓口でご相談ください。

提出いただくもの-3【生活保護受給している方】

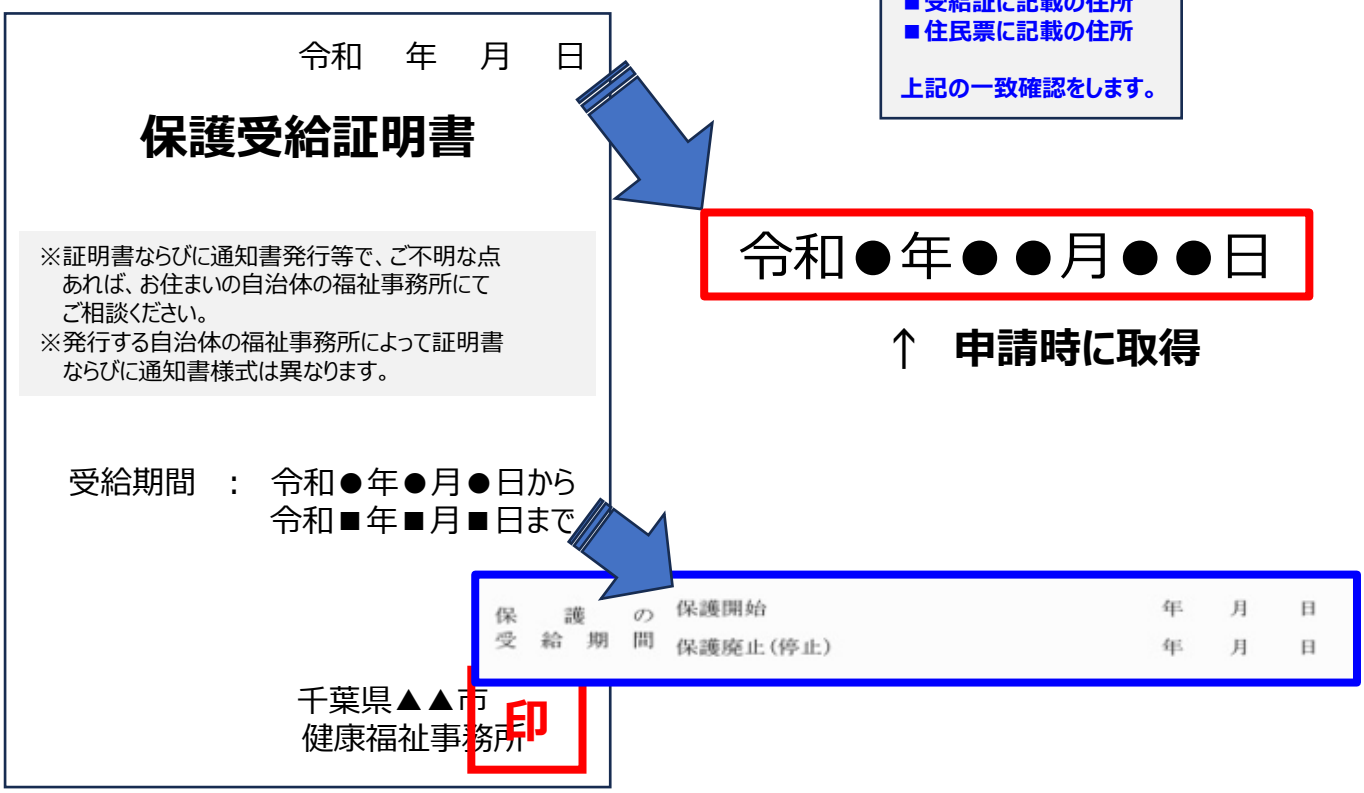
●福祉事務所が発行する生活保護の証明書

（生活保護開始日の記載があり、申請時に保護が継続していることが証明される書類）

【ご注意】

①免除申請時点で、**受給中であること・受給が決定していること**が条件です。
　生活保護が廃止された場合は、免除対象にはなりません。

※貸付が複数ある場合は、**1部は原本**・その他はコピー可。



提出いただくもの-4【身体・精神障害の方】

●各種福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳の表面と見開きのコピー

【ご注意】
①書類名称・生年月日・氏名・住所・障害等級の記載確認が取れない場合は
再提出をお願いすることがあります。
②貸付が複数ある場合は、申請書と各種手帳のコピーも**貸付ごとに**必要となります。

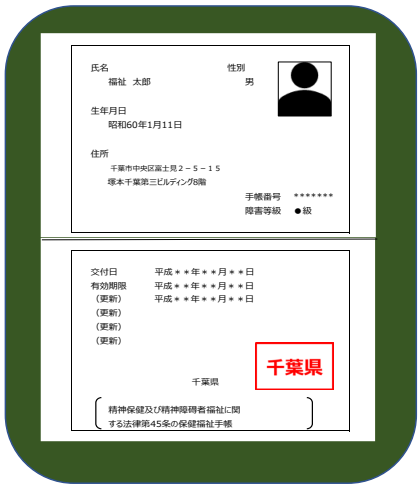
■手帳に記載の住所
■住民票に記載の住所

上記の一致確認をします。

表



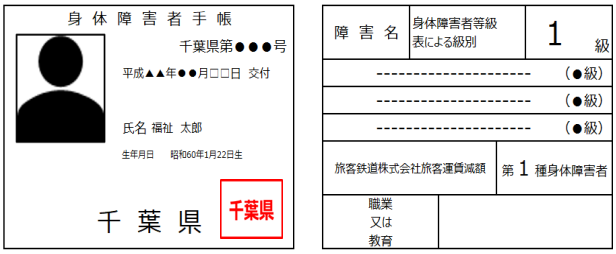
中面



表



中面



※手帳を発行する自治体名の記載と自治体によって手帳デザインは異なります。

【申請・問い合わせ先】
社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
福祉資金部(コロナ特例貸付担当)

【住　所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見２丁目５番15号
塚本千葉第三ビルディング8階
【電話番号】050-2018-7007 【受付時間】平日 9：30～16：00

http://www.chibakenshakyo.com/0000covid_info_2023.php

【お願い】・書類の直接受付はしておりません。ご持参によるお手続きはご遠慮ください。
・曜日や時間帯により電話がつながりにくい場合があります。
・一度ご提出いただいた書類については返却いたしかねます。ご了承ください。